

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	佐賀497号東府招IC通行止外誘導作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 山田 隆 則 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成30年10月 3日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社下村建設
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥6,825,600-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥6,825,600-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 佐賀497号東府招IC通行止外誘導作業
2. 履 行 場 所 佐賀県伊万里市南波多町府招地先外（発注者の指示する場所）
3. 契約の相手方 会 社 名： 榑下村建設
住 所： 佐賀県小城市三日月町久米1946
電話番号： (0952)73-3125
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 目的、内容及び随意契約に付する理由

（1）目 的

本作業は、道路法面からの崩落土により車道を塞ぎ安全な通行が出来なくなったため、緊急に通行止め作業及び土砂搬出先において出入口の誘導作業を行うものである。

（2）理 由

平成30年10月1日に国道497号57K000m下り側の道路法面の崩落土により車道が塞がったことから、通行車両や人々を危険から守ることを目的として通行止め作業を緊急に（株）山儀建設により実施していたが、誘導員に不足が生じたため、その不足分を「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき上記業者と、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条4第3号に基づき、随意契約を行い作業の円滑な遂行を図るものである。

（随意契約理由書作成者）

佐賀国道事務所
管理第二課長